| | | |
|---|---|---|
| オルプロリクス静注用500 | 500国際単位１瓶（溶解液付） | 106,104 |
| オルプロリクス静注用1000 | 1,000国際単位１瓶（溶解液付） | 209,985 |
| オルプロリクス静注用2000 | 2,000国際単位１瓶（溶解液付） | 415,572 |
| オルプロリクス静注用3000 | 3,000国際単位１瓶（溶解液付） | 619,531 |
| （し） | | |
| ジェブタナ点滴静注60mg | 60mg1.5mL１瓶（溶解液付） | 593,069 |
| （と） | | |
| トレプロスト注射液20mg | 20mg20mL１瓶 | 186,277 |
| トレプロスト注射液50mg | 50mg20mL１瓶 | 339,537 |
| トレプロスト注射液100mg | 100mg20mL１瓶 | 534,711 |
| トレプロスト注射液200mg | 200mg20mL１瓶 | 842,076 |
| （は） | | |
| バイクロット配合静注用 | （第Ⅶａ因子1.5mg第Ⅹ因子15mg）１瓶（溶解液付） | 263,394 |
| （ひ） | | |
| ビプリブ点滴静注用400単位 | 400単位１瓶 | 300,146 |
| （れ） | | |
| レスピア静注・経口液60mg | 60mg３mL１瓶 | 810 |

外用薬

| 品名 | 規格単位 | 薬価 |
|---|---|---|
| | | 円 |
| （あ） | | |
| アノーロヒリプタ７吸入用 | ７吸入１キット | 1,997.20 |
| （く） | | |
| クレナフィン爪外用液10％ | 10％１g | 1,657.50 |
| （と） | | |
| ドボベット軟膏 | １g | 276.40 |
| （み） | | |
| ミレーナ52mg | １個 | 26,984.30 |

## ○厚生労働省告示第三百三十九号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号ヘの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二日　厚生労働大臣　田村　憲久

第十第一号中「遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤」の次に「、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤」を加える。

## ○厚生労働省告示第三百四十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表第九中「遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤」を「遺伝子組換え型乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子製剤」に、「乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤」を「乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤」に改める。

## ○厚生労働省告示第三百四十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二日　厚生労働大臣　田村　憲久

表の393から422までの項中「

| | |
|---|---|
| ５あり | ゲフィチニブ，クリゾチニブ，エルロチニブ，アファチニブマレイン酸塩 |

」を「

| | |
|---|---|
| ５あり | ゲフィチニブ，クリゾチニブ，エルロチニブ，アファチニブマレイン酸塩，アレクチニブ塩酸塩 |

」に改める。

## ○厚生労働省告示第三百四十二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表１の１の項中「添附文書」の下に「（薬事法（昭和35年法律第145号）第52条の規定により医薬品に添附する文書をいう。以下同じ。）」を、「第14条第９項」の下に「（同法第19条の２第５項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 46 | インターフェロンガンマ－１ａ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成26年５月23日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 130030xx99x2xx |
| 47 | デノスマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成26年５月23日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 070010xx010x0x<br>070010xx010x1x<br>070010xx011xxx<br>070010xx970xxx<br>070010xx971xxx<br>070010xx99xxxx |
| 48 | レボノルゲストレル（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成26年６月20日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 120250xx97xxxx<br>120250xx99xxxx |